

カナダにおけるニュース・メディアと オンライン・プラットフォーム

—— 2023年オンライン・ニュース法をめぐる一考察 ——

佐藤 信行

- I はじめに
- II オンライン・ニュース法による補償金支払制度の概要
- III プラットフォーム側の反応
- IV オンライン・ニュース法の立法過程とそこから見る論点
- V リンクを巡る議論
- VI おわりに

I はじめに

2023年6月22日、カナダ連邦議会制定法であるオンライン・ニュース法(Online News Act)が裁可された¹⁾。同法は、ほとんどのカナダ人がニュースをオンラインで入手しているが、その入手元がGoogleやMeta等の巨大プラットフォーム²⁾であって、オリジナルのニュース提供者が収入を得ることが困難となっているという認識の下、支配的なプラットフォームが

1) An Act respecting online communications platforms that make news content available to persons in Canada, S.C. 2023, c. 23.

2) 日本では、こうした事業者を「プラットフォーム」と呼ぶことが多いが、本法は、2条1項で「プラットフォーム (platform)」の用語を用いるとしていることから、本稿でもプラットフォームとの表現を用いる。

ニュース事業者のコンテンツを自社サービスで利用した場合について、金銭的な補償を行う枠組みを構築しようとするものである。

今日のインターネット空間においては、誰でも情報を発信することが可能であるが、発信される情報量があまりに大きいことから、人々は、その必要とする情報にアクセスするために、検索エンジンの検索結果やSNS上のリンク等を用いざるを得ない。こうした機能を提供するプラットフォームは、たとえば、自らのポータルサイトに新聞社のサイトにアップされた記事を埋め込みリンクで表示し、あるいはユーザーが記事のテキストを引用する機能を提供する等のサービスを行うと共に、そこに広告を付加して大きな収益をあげている。このような形で記事が利用された場合、読者が新聞社のサイトを訪問する必要が低下し、結果として、新聞社は有料での記事販売や自社サイトにおける広告収入の機会を失う可能性がある。

このような現象は、カナダに限らずインターネット空間上で普遍的に懸念されるものであるが、カナダ政府は、このような事態が進行することで、民主主義の健全な発展に必要な報道機関の衰退を招くとの観点から、2022年4月5日、第44議会第1セッションにC-18法案を提出したのである。同法案は、1年以上の期間をかけてカナダ連邦議会で審議され、下院及び上院における複数の修正を経て、2023年6月成立に至ったものである。

本稿は、国境を越えるインターネット空間におけるプラットフォームの活動に対して、予てより独自の規制を加えることを指向しているカナダの最新の取組として、同法の内容とその立法過程について検討を加えるものである。なお、本稿執筆の時点では、同法はまだ全面施行されておらず³⁾、その実施に必要な行政立法が審議の途上にあることから、法執行状況については別稿に譲らざるを得ないが、上述の問題構造は日本を含む他の法域においても共通するものであり、同法をめぐる立法過程の議論も十分に参考となるものと考え、紹介・検討する次第である。

3) 同法は、裁可日から180日以内（2023年12月19日まで）に全面施行されることとなっている。

II オンライン・ニュース法による補償金支払制度の概要

1 全体構図

本章では、オンライン・ニュース法に基づく補償金支払制度の概要を紹介する。同法は、正式長名を「カナダにいる人々にニュース・コンテンツを利用可能とするオンライン・コミュニケーション・プラットフォームに関する法律」、正式短名を「オンライン・ニュース法（Online News Act）」という⁴⁾。

同法は全93条からなるが、その中心にあるのは、ニュース・コンテンツを利用する支配的なプラットフォームとニュース事業者に対して金銭補償を行うための交渉枠組みの構築である。交渉枠組みとしては、当事者間の交渉、調停及び仲裁の3段階が規定されており、この交渉枠組みは、連邦政府機関であるカナダ・ラジオテレビ及び電気通信委員会（The Canadian Radio-Television and Telecommunications Commission）（以下「CRTC」という。）が監督することとされている。ただし、プラットフォームは、同法の下に定められる行政規則の求める要件を満たした場合、換言すれば、カナダのニュース市場に対して金銭的及びその他の貢献を行った場合には、交渉枠組みからの離脱を認められることがあるとされている。

以下においては、重要な条文を中心として、同法の概要を述べる。

2 重要条文からみる法概要

(1) 目的（4条）

同法4条は、目的条項であり、「本法の目的は、カナダのデジタル・ニュース市場の公正性を高め、地方の独立系を含めた非営利・営利の両部門からなる同市場の持続可能性（カナダのニュース事業者の持続可能性を含む。）に寄

4) Section 1 of the Act.

与するとの観点から、デジタル・ニュース仲介メディアを規律することである。」と規定する。

(2) 利害当事者

2条1項は、定義条項であるが、次のような利害当事者の概念を定義する。

当事者の一方は、「ニュース提供者 (news outlets)」と「ニュース事業者 (news business)」である。前者は、「ニュース・コンテンツの制作を主目的とする事業又は当該事業の明確な一部をいい、先住民ニュース提供者及び公用語少数者コミュニティ・ニュース提供者を含む。」と、また後者は「カナダでニュース提供者を運営する個人又は組織をいう。」と定義される。すなわち、新聞についていえば、新聞そのものが「ニュース提供者」であり、当該新聞を発行する会社が「ニュース事業者」という関係になっている⁵⁾。また、「ニュース・コンテンツ」とは「音声又は視聴覚形式を含むあらゆる形式で、公共の関心事である時事問題または出来事について報道、調査又は説明するコンテンツをいい、先住民ニュース提供者が先住民言語で口承するものを含む。」とされている。

もう一方の当事者は、上述の4条において「規律対象」とされている「デジタル・ニュース仲介メディア (digital news intermediary)」とその「運営者 (operator)」(以下「運営者」又は「仲介メディア運営者」という。)である。まず前者は、「検索エンジン及びソーシャル・メディア・サービスを含むオンライン・コミュニケーション・プラットフォームであって、連邦議会の管轄権に服し、カナダ国内において人々がニュース提供者 (news outlet) が制作したニュース・コンテンツを利用できるようにするものをいう。た

5) なお、先住民ニュース提供者は、先住民であるニュース提供者及び主として先住民向けのニュース提供者の双方を含み、公用語少数者コミュニティ・ニュース提供者とは、ケベック州における英語コミュニティ及び他州におけるフランス語コミュニティ向けのニュース提供者である。

だし、個人間のコミュニケーションを主たる目的とするメッセージ・サービスであるオンライン・コミュニケーション・プラットフォームは除く。」と定義される。そして、「手段の如何を問わず、デジタル・ニュース仲介メディアを運営する個人又は組織」が「運営者（operator）」である。

既存のサービスでいえば、google検索システム（検索エンジン）やFacebook（ソーシャル・メディア・サービス）が「デジタル・ニュース仲介メディア」に該当し、グーグル社やアルファベット社（googleの運営会社）やメタ（Facebookの運営会社）が「運営者」に該当する。他方で、通信キャリアが提供するショート・メッセージ・サービスは「個人間のコミュニケーションを主たる目的とする」ものとして、「デジタル・ニュース仲介メディア」から除かれることになるほか、法案審議の過程において、カナダ政府はこの法律における運営者に該当するのは、Google社とMeta社だけであり、Twitter社（当時）やMicrosoft社、Amazon社等はこれに該当しないと述べている。

この法律は、仲介メディア運営者側に一定の義務を課すことで、この2つの利害当事者の間の交渉枠組みを確立しようとするものであるが、全ての運営者が法律上の義務を負うのではない。すなわち法6条によれば、同法は「あるデジタル・ニュース仲介メディアについて、その運営者とニュース事業者の間に『著しい交渉力の不均衡』がある」場合に適用される。また、その判断要素としては、「(a) 仲介メディア又は運営者の規模」「(b) (デジタル・ニュース) 仲介市場の構造上運営者がニュース事業者に戦略的優位性を有しているか」「(c) (デジタル・ニュース) 仲介メディアが市場において支配的な地位を占めているかどうか」が明示されており、これらを総合的に考慮して判断されることになっている。

(3) 「ニュース・コンテンツを利用できるようにする」(2条2項)

2条1項のデジタル・ニュース仲介メディアの定義に含まれる「ニュース・コンテンツを利用できるようにする」については、同条2項で「(a)

ニュース・コンテンツ又はその一部の複製」と「(b) ニュース・コンテンツ又はその一部へのアクセスを、ニュース・コンテンツの索引化、集約又はランキング化を含む何らかの手段によって助長すること」とされている。

(4) 仲介メディア運営者によるCRTCへの通知 (7条)

上記 (2) に示した法6条の要件を満たす場合、換言すれば本法の適用対象となる場合、運営者は、この法律の監督機関であるCRTCに対して、その旨を通知をしなければならない (7条1項)。CRTCは、この法律が適用されるデジタル・ニュース仲介メディアとその運営者のリストを作成し、公開する (8条1項、同3項)。

(5) 仲介メディア運営者が受ける適用除外 (11条以下)

法21条は、運営者に対して、適格ニュース事業者 (後述) との補償交渉等に参加することを義務づけている。ただし運営者は、11条に定める条件を満たすことで、21条及び関連規定の適用除外を受けることができる (12条)。換言すれば、CRTCは、以下の (a)～(c) の3つの条件が満たされた場合、該当するデジタル・ニュース仲介メディアに関して、運営者に適用除外命令を発しなければならないとされる。この適用除外を受けるための条件は、以下の3つを全て満たすことである。

- (a) 運営者が、主にカナダのニュース市場向けにニュース・コンテンツを制作するニュース提供者を運営するニュース事業者と契約を締結し、かつ、その契約が全体として以下の基準を満たすとCRTCが判断すること。
- (i) ニュース仲介メディアが利用可能としたニュース・コンテンツについて、ニュース事業者への公正な補償を定めていること。
 - (ii) 補償の適切な一部について、ニュース事業者によって、地域、地方又は全国的なニュース・コンテンツの制作を支援するため使用されることが保証されていること。

- (iii) ニュース提供者が享受している表現の自由とジャーナリズムの独立性を損なうような企業の影響力を認めないこと。
 - (iv) カナダのニュース市場の持続可能性に貢献すること。
 - (v) 独立したローカル・ニュース事業者の相当程度が恩恵を受けることが保証されており、それらの事業の持続可能性に貢献し、カナダのニュース市場における革新的なビジネスモデルを奨励すること。
 - (vi) 非営利・営利両部門のさまざまなニュース提供者をカバーし、全ての市場と多様な人々にサービスを提供する多様なビジネスモデルを反映したニュース事業者を相手とすること。ただし、全ての市場と多様な人々には、全ての州及び準州の地域及び地方、英語系及びフランス語系コミュニティ、黒人及びその他の人種のコミュニティが含まれる。
 - (vii) 先住民のニュース提供者の相当程度が恩恵を受けることが保証されており、先住民による、又は、先住民のためのニュース・コンテンツの提供を支援する形で、それらの提供者の持続可能性に貢献すること。
 - (viii) 公用語少数者コミュニティ・ニュース提供者の相当程度が恩恵を受けることが保証されており、公用語少数者コミュニティによる、又は、公用語少数者コミュニティのためのニュース・コンテンツの提供を支援する形で、それらの提供者の持続可能性に貢献すること。
- (b) CRTCが、その委員長が指定する条件に従って公開協議を行ったこと。
 - (c) カナダ総督がその規則において定めた条件

(6) 交渉枠組み（18条以下）

仲介メディア運営者が法11条に基づく適用除外を受けていない場合、18条以下に定める枠組みに従って、適格ニュース事業者又はその団体との間で、補償金支払いのための交渉等を行う義務を負う（21条）。

ここで適格ニュース事業者とは、次の3種のいずれかに該当する、この法律に基づく交渉枠組みで当事者となる資格を有する者である（27条）。すなわち、(a) 税法上のカナダジャーナリズム団体又は放送法上のコミュニ

ニティ放送の使命を有するものとして指定された放送局、(b) 民主的な制度やプロセスの報道を含む一般的な関心事及び時事問題の報道を中心とした、公共の関心事に関するニュースコンテンツを制作するものであって、常時2名以上のジャーナリストを雇用し、カナダ国内で事業を行い、スポーツ等特定の分野のコンテンツに特化せず、公認のジャーナリズム団体の会員としてその倫理綱領に従うか、ジャーナリズム専門職に求められる原則を満たす自らの倫理綱領を定めている者、(c) カナダで先住民のニュース提供者を運営し、自治権や条約による権利など、先住民の権利に関する事項の報道を含む、一般的な関心事項を含むニュースコンテンツを制作している者、のいずれかである。

次に、この交渉等の過程は以下のとおり、協議又は交渉、調停、仲裁の3段階からなり(19条)、当事者は誠実に交渉等の過程に加わる義務を負う(22条)。

(a) 90日の協議又は交渉期間

(b) 協議又は交渉期間内に合意に達しなかった場合、相対協議又は交渉期間終了日の翌日から120日間の調停期間

(c) 調停期間内に合意に達することができず、かつ、当事者の少なくとも一方が仲裁の開始を希望する場合、調停期間終了日の翌日から45日間の最終提案仲裁期間

(7) 最終的提案仲裁(33条以下)

協議又は交渉期間、又は調停期間中に合意に達することができなかった場合、仲裁人による仲裁に移行することができる。この段階では、当事者のそれぞれが提出する最終提案(final offer)について、その一方を仲裁人パネルが選択する(37条)ことで合意形成を図ることになる。具体的な仲裁方法は次のとおりである。

まず、仲裁人パネルはCRTCが管理する名簿登載者の中から3名によって構成される(34条1項a号)。CRTCは仲裁人の選任にあたり当事者の意

向を考慮するが（同条2項）、期限内に当事者が選択しない場合にはCRTC自ら任命し（同条1項b号）当事者が選んだ仲裁人に利益相反を認めた場合、別の仲裁人に差し替えるよう求め（35条1項a号）、又は自ら任命する（同項b号）。

仲裁の過程において、仲裁人パネルはCRTCから必要な支援と情報（守秘義務の下での機密情報を含む。）を得ることができる（36条1項）。

仲裁人パネルがいずれかの最終提案を選択するに際して考慮すべき事項は、次のとおりである（38条）。

- (a) 各当事者による当該ニュース・コンテンツへの投資、支出、および当該コンテンツに関連するその他の行為の観点から評価される、金銭その他の付加価値
- (b) 各当事者が、当該デジタル・ニュース仲介メディアによって利用可能とされたコンテンツから受ける金銭その他の利益
- (c) 当該ニュース事業者と当該デジタルニュース仲介事業者との間の交渉力の不均衡

また、仲裁人パネルは、当事者からの最終提案が次のいずれかに該当すると判断した場合、これを棄却して（39条1項）、他方からの提案を採用すること（同条2項）とされている。ただし、棄却された提案をした当事者は、書面で理由を示され、別の最終提案をする機会が与えられる（同条3項）。最終提案棄却理由は、(a) 一方の当事者が支払われるべき又は受領されるべき補償の額について不当な影響力を行使することを認める場合、(b) カナダ内の者に対するニュース・コンテンツの提供に重大な不利益をもたらす可能性が高く、公共の利益に反する場合、(c) カナダのデジタル・ニュース市場における公平性を高め、その持続可能性に貢献するという目的と矛盾する場合、の3つである。

(8) 司法手続

この法律は、合意形成については、交渉、調停及び仲裁の裁判外手続を

定めるが、合意に基づく支払がなされない場合（45条）や合意違反場合（46条）については、訴訟による救済を認めている。

Ⅲ プラットフォーム側の反応

以上のように、オンライン・ニュース法は、裁判外手続を活用して仲介メディア運営者とニュース事業者の間の利害調整を行おうとするものであるが、同法成立直後から、カナダでは極めて困難な事態が生じている。すなわち、GoogleやMetaといった仲介メディア運営者が、同法による義務づけを受けることを嫌い、その運営するメディアからカナダのニュースコンテンツを削除することで、当該メディアをデジタル・ニュース仲介メディアではなくし、もって自身も仲介メディア運営者ではなくなるという戦略を採用しようとしているのである。

たとえばFacebookやInstagramを運営するMetaは、2023年6月1日付で「カナダにおける私たちのプラットフォームにおけるニュース利用可能性の変更について (Changes to News Availability on Our Platforms in Canada)」という文書を発表し⁶⁾、オンライン・ニュース法に対する懸念を示すと

6) <https://about.fb.com/news/2023/06/changes-to-news-availability-on-our-platforms-in-canada/> (last visited on October 15, 2023. 以下、全てのURLの最終確認日は同一である。)。同文書は、同法成立に伴い数次にわたって改訂されているが、最新改訂版（2023年8月1日）の冒頭において、Metaは次のように述べている。「オンライン・ニュース法を遵守するため、我々は、カナダにおけるニュースの提供を終了するプロセスを開始した。この変更は本日より開始され、今後数週間かけてカナダのFacebook及びInstagramにアクセスするすべての人々に適用される予定である。」「カナダのニュース提供者 (news outlet) に関しては、これは次を意味する。すなわち、カナダのニュース出版社や放送局によって投稿されたニュースリンクやコンテンツは、カナダの人々によって閲覧されなくなる。我々は、オンライン・ニュース法の定義及びガイドランスに従い、ニュース提供者を特定する。」「国際的なニュース提供者に関しては、これは次を意味する。すなわち、カナダ国外のニュース出版社や放送局

もに、法律成立を受けて、実際にニュースへのリンクを削除した。

他方Google社は、法律成立段階ではニュースへのリンク削除は実施していない。これは、法律の全面施行は2023年12月19日を限度として、CRTCによる規則制定を待つからとなることから、規則制定プロセスでの実質的解決に期待を残したものである。すなわちGoogle社は、このオンライン・ニュース法に関して、自社のブログに特設ページを設置しているが⁷⁾、そこにおいては、(2023年)「6月、この法律の深刻な構造的問題に対する継続的な懸念から、我々は、この法律が施行された時点で、カナダにおける製品からニュースへのリンクを削除するという難しい決断を下した。このような事態に至ったことは、遺憾である。我々は、この決定やその影響を軽いものとは考えていない。しかしながら、発信者（パブリッシャー）やユーザーに対して、できるだけ早い段階での（情報提供の）透明性を確保することが重要だと確信するものである。我々は、これまでもそうしてきたように、規則の最終的な公表を待つ間、政府、発信者、そしてカナダ国民に対し、私たちの懸念に係る透明性を維持することを約束する。」と述べているのである。

このようにして、オンライン・ニュース法は、その目的とするところとは、まさに逆の方向へ進む危険を示している。さらにいえば、この危険は、立法段階において野党や識者からも指摘されていたものであって、同法の特徴の一つは、そのような指摘にも拘わらず制定されたところにある。

そこで、次章においては、同法の立法過程について概観してみることと

は、引き続きニュースリンクやコンテンツを投稿することができる。ただし、当該コンテンツはカナダ国内の人々が閲覧することはできない。」「カナダのコミュニティに関しては、これは次を意味する。すなわち、カナダの人々は、FacebookやInstagramにおいて、ニュース提供者が投稿したニュース記事や視聴覚コンテンツを含むニュース・コンテンツを閲覧し、共有することができない。」

7) <https://blog.google/canada-news-en/#overview>

したい。

Ⅳ オンライン・ニュース法の立法過程とそこから見る論点

1 立法過程

同法のC-18法案は、連邦政府提出法案であり、2022年4月5日に下院において第1読会が開催された後、5月31日に第2読会を終えて、委員会審議に付されることとなった。下院における所管委員会は、カナダ遺産常任委員会(Standing Committee on Canadian Heritage)であり、14回の委員会審議を経て、下院本会議では12月14日に第3読会投票が行われ、賛成213反対114で可決された。この際賛成した政党は、与党自由党(152票)、ケベック州を基盤とするブロック・ケベコワ(32票)、左派政党である新民主党(25票)、緑の党(2票)であり、野党保守党は反対(114票)したが、保守党1名と無所属議員1名が賛成に回った。

C-18法案は、上院に送付され、2023年2月2日に第1読会、4月18日に第2読会を終え、10回の委員会審議の後、6月15日に第3読会において、賛成51対反対23で10点の修正の上可決され、下院に再度回付された。下院においては、10点のうち8点に同意し2点に同意しないとされて、再度上院に回付されたところ、上院は2023年6月22日に下院から回付された案をもって確定するとの動議を、賛成56反対22棄権1で可決した。同法は、同日に裁可を得て公布された。

2 政党間の意見の対立と一致

以上の立法経緯から、同法については、政党間の意見の一致と対立が混在していたことが伺える。以下では、この点を検討する。

まず与党自由党並びに法案に賛成したブロック・ケベコワ及び新民主党に共通しているのは、カナダの報道機関が置かれている厳しい現状の認識である。たとえば法案を所管するカナダ文化遺産省は法案提出に際してプ

レスリリースを発しているが、それには、「2008年以降、450以上の報道機関が閉鎖された。そのうちの60社以上が、ここ2年間だけで閉鎖されている。今やデジタル・プラットフォームとソーシャルメディアは、人々がニュースを見つけ、読み、共有する入口（ゲートウェイ）となっている。このため、広告収入の行き先は、ローカルなニュースやジャーナリストから、カナダ製ニュース・コンテンツの共有と配信から利益をあげる入口管理人（ゲートキーパー）に移行している。2020年、カナダのオンライン広告収入は97億ドルに達し、その80%以上を2社が占めている。今こそ、この市場の不均衡に対処する時である。」と述べられている⁸⁾。また、下院第2読会において、ブロック・ケベコワのSebastien Lemire議員が「地域メディアがすべてのニュースをカバーしきれなくなっている、というのが現実である。メディアはもはや、激減している広告売上に頼ることはできない。従来報道機関に支払われていた広告収入のシェアは年々減少しており、大きな紙媒体や放送局の広告契約はもはや報道機関ではなく、グーグルやフェイスブックのような企業に流れている。報道機関は収入源を失い、その多くが閉鎖を余儀なくされている。……最も憂慮すべきことは、地域ニュースやフィードバックの欠如が社会全体に打撃を与えるということである。コミュニティで何が起きているかを知ることが、民主主義の基本的な要素である。」⁹⁾と述べ、新民主党のAlexandre Boulerice議員が「以前から、我々の社会には、行政、立法、司法の3つの権力の柱があると言われている。しかし、それらに対抗するジャーナリズムの力なくして、真の民主主義はありえないのである。……ウェブ上の巨人について語ることは、

8) <https://www.canada.ca/en/canadian-heritage/news/2022/04/government-introduces-a-bill-to-ensure-fair-compensation-for-news-media-and-the-sustainability-of-local-news.html>

9) Response Speech by Sebastien Lemire on May 13, 2022.
<https://www.ourcommons.ca/DocumentViewer/en/44-1/house/sitting-71/hansard#11686641>

また重要である。彼らはジャーナリズムの仕事を食べ物にしている。彼らは強欲であり、同時に貪欲である。ニュースをかき集め、それを自社サイトのニュース仲介システムに送り込むという意味で、寄生的である。多くのウェブ上の巨人は、それを行っている。彼らは文字通り、本物のジャーナリズム、本物の記事、本物のニュースを盗み、自分たちのウェブサイトに掲載するのである。人々がクリックすると、ウェブ大手は儲かる。彼らはその対価を支払っていない。彼らは本質的に他人の成果物を盗んでいるのである。」¹⁰⁾としているのも、基本的には同じ視点である。

実をいえば、法案に反対した保守党も、この視点自体は共有していた。すなわち、同党のJohn Nater議員は、同じく第2読会において「前回の選挙では、政策綱領の差を超えて、地域ニュースやジャーナリズムが生き残るために何かをすべきだというのが、一般的な合意であった。(自由党の)前党首Durham議員の下の保守党の政策綱領では、次のような公約が掲げられた。カナダの保守党は、GoogleやFacebookのようなプラットフォームによるコンテンツの共有に対して、カナダのニュース提供者が公平に補償されるようにするため、デジタルメディア使用料の枠組みを導入する。カナダ保守党は、オーストラリアやフランスなどの成功事例を取り入れたカナダ製のアプローチを採用する。これには、ソーシャル・メディア上で共有された記事の抜粋に係る強固な仲裁プロセスと知的財産権の創設を含める。また、小規模メディアも含まれるようにすると共に、政府がロイヤリティの枠組みを利用できる者を選択・指定できないようにする。」¹¹⁾と述べており、カナダのメディアが、プラットフォーマーから経済的利益の配

10) Response Speech by Alexandre Boulerice on May 13, 2022.

<https://www.ourcommons.ca/DocumentViewer/en/44-1/house/sitting-71/hansard#11686834>

11) Response Speech by John Nater on May 13, 2022.

<https://www.ourcommons.ca/DocumentViewer/en/44-1/house/sitting-71/hansard#11685932>

分を受ける仕組みを導入することまでは、賛同しているのである。

では、自由党と他党の姿勢を分けたのは、どの点であったのであろうか。上述のJohn Nater議員は、以下の諸点を指摘して、法案を第2読会を通してさせず、文化遺産常任委員会において、課題整理を行うべきとの提案を行っている。

第1に、小規模事業者の救済に懸念が残ること。とりわけ、本法案がモデルとしたオーストラリアでは、小規模の独立系メディアが救済されていないと評価されていることに由来する懸念があること。

第2に、CRTCをオンライン・プラットフォーム規制主体とすることへの懸念。

第3に、本法の下でどの程度の収入が得られるのかが不明である点。

第4に、その他多くの疑問点が残ること。その中には、本法の下での行動規範がどのように策定され、また、それが国会に報告されるのかが不明であること、「不当な選好」(undue preference)という法律概念がどのようなものであるのかということ、カナダ以外のニュース提供者はカナダの制度から恩恵を受けることができるのかということ、政府がこの法案に関するカナダ権利自由憲章に係る声明を提出しないことへの疑問¹²⁾、公共放送はすでに他から経済的利得を受けているのに本法の対象とされた点等が含まれる。

要するに、自由党の立場は、オンライン・プラットフォームがカナダの報道機関のニュース・コンテンツを利用して経済的利益を得、逆にこれに

12) カナダ連邦議会における政府提出法案審議に際しては、司法大臣がカナダ権利自由憲章と法案の間に衝突がないかを審査し、その結果を「憲章声明(Charter Statement)」として報告することが必要とされている。本法案については、John Nater議員の演説の段階では、これが報告されておらず、6月21日になって下院に提出されたことから、この発言となっている。提出された憲章声明は、以下で確認可能である。https://www.justice.gc.ca/eng/cs/j-sjc/pl/charter-charte/cl8_1.html

よってカナダの報道機関、とりわけ小規模な地域的報道機関の経済的基盤が弱体化しているのであるから、プラットフォームから報道機関への補償がなされるべきとの点では他党と共通しつつ、具体的な制度設計の点について反対しているものということができよう。

3 専門家の意見の対立と一致

次に、本法について、その立法段階において、専門家はどのような意見を示していたのかを、下院の委員会審議における専門家証人の発言を用いて検討する。

下院の委員会審議において、個人の資格で招致された専門家証人は、全部で8人であった¹³⁾。まず、批判的な意見を述べたのは、オタワ大学のDr. Michael Geist教授、マギル大学のSue Gardner教授、元CRTC委員でジャーナリストのPeter Menzies氏、ジャーナリストのJen Gerson氏の4名であり、逆に賛成意見を述べたのは、カルガリー大学Hugh Stephensフェロー、オーストラリア国立大学のRod Sims教授である。マギル大学のDr. Taylor Owen准教授は、基本的には肯定的な姿勢を示しつつも、慎重審議の視点を提示した他、前CRTC委員長のKonrad von Finckenstein氏は、法案がそのまま採択された場合に考えられる課題を提起している。

これらの証人が提示した法案の問題は、概ね次のように整理することができる。

第1に、前提認識の問題である。上述したように、政府は、この法案の前提として、デジタル・ニュース仲介メディアがニュース提供者のニュース・コンテンツにただ乗りしており、経済的利得を奪っていると主張する。これに対して、Jen Gerson氏は「私がこの法案に抱く最初の大きな問題は、この法案が嘘を前提としていることだ。……この法案は、まとめ型のニュース・ウェブサイトやソーシャル・メディア・ネットワークが、新聞社のコ

13) <https://www.ourcommons.ca/Committees/en/CHPC/StudyActivity?studyActivityId=11778719>。なお、Michael Geist教授のみが2回招致されている。

コンテンツを『公開』することによって不当に利益を得ているという、新聞社の非常に古くからある不満を採用している。しかし、我々はこれが真実ではないことを知っている。……ユーザがFacebookやTwitterなどに我々のコンテンツへのリンクを投稿することで、利益を得るのは私たち発行者なのである。こうした無料配信によってウェブサイトへのトラフィックが促進され、購読や広告を通じて収益化を図ることができる。』¹⁴⁾と反論している。

第2に、この法案が設定する枠組みは、ニュース市場への政府介入が大きく、報道の自由に対して有害であるという主張である。Peter Menzies氏は、「本日私は、C-18法案がカナダのジャーナリズムを救うことと同じくらい、それを終わらせる可能性があることをお伝えしたい。C-18法案は、すでに報道を変質させ、ジャーナリズムが最も依拠するところの信頼という商品を損ないつつある。同法案は、業界が依拠しているものが、市民、読者、視聴者の忠誠心などではなく、政治家のお気に入りであることと、海外の半独占的なハイテク企業が利益を上げ続けられるかどうかであるということ、恒久化することになる。」と述べているのは¹⁵⁾、その典型である。

第3に、法案が規律対象とする行為「ニュース・コンテンツを利用できるようにする」が広すぎるという主張である。たとえば、Sue Gardner教授は、法案によればリンク行為もここに含まれることを前提として「C-18法案は、ごく当たり前のインターネット・リンクが『価値を奪う』ものであるという考えを法律に明記するものであるが、これは我々を滑りやすい

14) Transcript of Testimony for Jen Gerson on September 23, 2022.

<https://www.ourcommons.ca/DocumentViewer/en/44-1/CHPC/meeting-43/evidence#Int-11813272>

15) Transcript of Testimony for Peter Menzies on September 27, 2022.

<https://www.ourcommons.ca/DocumentViewer/en/44-1/CHPC/meeting-44/evidence#Int-11818830>

斜面に追いやるようなものである。インターネットは、オープンかつ有機的に成長するように設計されている。自由にリンクできる機能、単にリンクするだけでなく、共有し、コメントし、注釈を加え、さらにそれを積み上げる機能は、インターネットの開放性の核心である。このことは、よく理解されているところである。政府は、C-18法案によって、リンクに軋轢を齎そうとしている。この軋轢は、インターネットの本質を商業的なものとし、我々がオンラインで見えるものは企業取引によって決定されるという事態をもたらす。」と指摘する¹⁶⁾。またMichael Geist教授は、「ニュース記事におけるニュースの利用に対するアプローチは、合理的な人が「利用」と考える範囲をはるかに超えている。法案2条2項は、ニュース記事の全ての部分の複製といかなる手段であってもニュースへのアクセスを促進することの両方を対象としている。前者は、ニュースの見出しや文章の要約を複製することについて、そのような利用形態がベルヌ条約に基づく著作権の引用権によって自由に認められているにも関わらず、規律対象とすることを意味する。後者は、特定の記事ではなく、ニュースサイトのトップページへのリンクや索引付けであっても、補償の対象となることを意味する。単なるリンクを対価を必要とする価値あるものとして扱うことは、リンクの重要性に関するカナダ最高裁判所の判例に反しており、インターネット上の自由な情報流通という生命線を脅かすものである。GoogleやFacebookが記事の全文をコピーして配信するのであれば、補償をめぐる議論も理解できる。実際、これらの企業はカナダで、まさにその対価を支払う契約を結んでいる。しかし、Fry博士がMSN.caの記事へのリンクをフェイスブックに投稿したり、Julian氏がカナディアン・プレスの記事へのリンクをフェイスブックに投稿したりするのは、まさに他の何百万人ものカナダ人と同じように、この夏彼らが行ったことであるが、私はニュー

16) Transcript of Testimony for Sue Gardner Menzies on November 1, 2022.
<https://www.ourcommons.ca/DocumentViewer/en/44-1/CHPC/meeting-51/evidence#Int-11897298>

スをして補償を必要とすべき基準に近づけたとはいえないと史料する。」と述べている¹⁷⁾。

第4は、法案はベルヌ条約やカナダ・米国・メキシコ協定（CUSMA）に基づくカナダの義務に違反するというものである。Michael Geist教授は「著作権の制限と例外を交渉プロセスから除外する法案24条は、新聞記事が明示的に含まれる引用権を強行法規として規定するベルヌ条約10条1項に違反しよう。さらに、法案にはCUSMAの潜在的な課題が山積している。たとえば、法案の第51条には、第三者のコンテンツへのリンクを拒否するプラットフォームを防ぐことを目的とした、事実上の持続的配信義務が盛り込まれている。」と指摘している¹⁸⁾。

V リンクを巡る議論

1 問題の所在

以上から、法案審議の段階において複数の論点が提示されていたことが理解されるが、そこには、法案が規律対象とする行為「ニュース・コンテンツを利用できるようにする」の中にリンクが含まれるという点が含まれている。この点は、上述したようなMeta及びGoogleの姿勢を生み出している主要因の一つであると同時に、インターネットという技術・制度に本質的なものであるが故に、今後カナダ以外の法域において、オンライン・プラットフォームと報道機関の関係規制が問題となった場合にも、同様に問題となるものである。そこで、以下においては、紙幅の点からもこの点に議論を集中することとしたい。

そもそも、インターネットにおけるリンクとは、どのようなものである

17) Transcript of Testimony for Peter Menzies on September 23, 2022.
<https://www.ourcommons.ca/DocumentViewer/en/44-1/CHPC/meeting-43/evidence#Int-11813356>

18) Ibid.

うか。広義にはインターネットは、Internet Protocolによって接続されたコンピュータ・ネットワーク全般を指すが、ほとんどの場合、ICANNによって割り当てられるIPアドレスとドメイン名で管理される世界的規模の広域ネットワークを指している¹⁹⁾。インターネットは、その名称が示すように、ネットワークのネットワークとして構築されており、誰かがそこに存在するデータやシステム全体を管理することは不可能である。そこで、Internet Protocolと呼ばれる通信規約に基づき、ネットワーク上に存在するデータへのアクセスを制御することとなっており、そこに含まれるのが、ハイパーリンク (hyperlink) あるいは単にリンクと呼ばれる技術である。この技術は、相互に関連付けられた文書であるハイパーテキスト (hypertext) を参照するためのものであって、特定の形式により一意に情報を特定できるように設計されている。その最も典型的なものが、world wide web (www) におけるUniform Resource Locator (URL) である。

www上に存在している情報は、URLによって特定可能であるから、URLを整理して提示することにより、多くの情報に付加価値を与えることができる。たとえば、新聞社のウェブサイトに掲載されるニュース記事は、それぞれ固有のURLをもっているが、特定の事件についてのニュース記事を新聞社横断的に閲覧させるためには、上記URLを羅列したリストである「リンク集」を作成すれば良いことになる。このとき、当該リンク集に含まれているのは、ニュース記事そのものではなく、そのインターネットにおける所在を特定するURLのみであること、換言すれば、当該リンク集はニュース記事自体を複製するものではないことが重要である。

もっとも、技術的には、ハイパーリンクを辿って情報にアクセスするツールであるブラウザに対して、特定のURLの情報内容を「インラインで」表示させることも、極めて容易である。すなわち、リンクを辿って画面を

19) 前者をinternet、後者をInternetと表記することがある。See, <https://www.nic.ad.jp/ja/basics/beginners/internet.html>

新聞社のウェブサイトに移移させてニュース記事を表示するのではなく、リンク集自体にニュース記事の本文の一部又は全部が見えるように表示させることは、技術的には何の問題もなく可能なのである。

そこで、発生するのが広告収入の問題である。通常新聞社等の報道機関のウェブサイトは、記事と広告から構成されており、記事を閲覧するために訪れたユーザが広告を閲覧することから収益を得ている。ところが、上記のようにリンク集サイトがインラインで記事のみを表示する場合、報道機関は広告収入を得ることはできない一方で、当該リンク集サイトが広告を設置するならば、そちらには広告収入が生じることになる。そして、この点こそが、Online News Actの立法動機なのである。すなわち、MetaやGoogleが運営しているサービスは、このリンク集サイトに該当するものであって、本来報道機関が得べき収入がMetaやGoogleに移転されて、報道機関が存亡の危機に瀕しているのであるから、当該収入の一部を報道機関に再移転すべきというのが、本法の発想の基本である。

しかし、このようなリンク自体に着目して、収入の再移転を行うということは、インターネットのもつハイパーリンクによって参照される情報へのアクセスという性質と衝突する。Online News Actによる補償金について「リンク税 (link tax)」という表現が用いられることがあるが、これは、上記のような衝突を刺激的に表現したものに他ならない²⁰⁾。

この2つの考え方の溝は深いですが、そこに問題の核心がある。では、いずれの立場が支持されるべきであろうか。以下では、カナダ最高裁判例を参考として検討を試みたい。

20) オタワ大学のMichael Geist教授も、自身のウェブサイトにおいて、この表現を用いた記事を発表している。“A 4% Link Tax: Why the Government’s Draft Bill C-18 Regulations Just Increased the Chances of No News on Meta and Google in Canada” <https://www.michaelgeist.ca/2023/09/a-4-link-tax-why-the-governments-draft-bill-c-18-regulations-just-increased-the-chances-of-no-news-on-meta-and-google-in-canada/>

2 Crookes v. Newton

2011年10月19日、カナダ最高裁判所は、Crookes v. Newton事件に判決を下した²¹⁾。この事件は、言論の自由やインターネットを巡る問題等に関するウェブサイトを運営しているNewtonをCrookesが名誉毀損で訴えたものである。問題は、Newtonが行った行為であって、自身のサイトにCrookesを直接批判する記事を掲載したのではなく、記事中いくつかのハイパーリンクを設定した中に、Crookesが自身の名誉を毀損するものが含まれていると主張したことであった。そこでは、ハイパーリンクの設定者は、そのリンク先の記事内容に対して責任を負う公表行為を行ったといえるかが争点となった。

第1審では、単にウェブサイトにはハイパーリンクを設けただけでは、誰かが実際にハイパーリンクを用いて問題となった言葉にアクセスしたという推定をすることはできないこと、ハイパーリンクは他の情報を復唱するのではなく、参照するだけなのであって、脚注に類似するものであるとして、請求を棄却した²²⁾。控訴審判決の多数意見は、Newtonの記事中のいくつかの文言は、特定のハイパーリンクが問題のサイトを閲覧することを奨励または誘引していることを示唆する可能性があるが、本件においては、そのような奨励または誘引は存在しないと判断し、控訴を棄却した²³⁾。

最高裁判決は、Abella裁判官執筆の多数意見と、McLachlin首席裁判官執筆の意見、Deschamps裁判官の意見から構成されるが、いずれも結論においては、上告を棄却した。

まず多数意見は、名誉毀損が成立するためには、原告は被告が何らかの

21) Crookes v. Newton, 2011 SCC 47.

22) 2008 BCSC 1424, 88 B.C.L.R. (4th) 395, 61 C.C.L.T. (3d) 148, [2009].

23) 2009 BCCA 392, 96 B.C.L.R. (4th) 315, 311 D.L.R. (4th) 647, 276 B.C.A.C. 105.

行為によって、それを受け取った一人の第三者に中傷的な意味を伝えたことを立証しなければならないが、伝統的には、被告の行為がどのような形式をとり、どのような方法で中傷的な内容を第三者に到達させたかは無関係であることを認める。その上で、「当裁判所は、インターネットの情報発信能力について、『情報時代の偉大な技術革新の一つ』と認めており、その『利用は抑制されるのではなく、促進されるべきである』としてきた」「特にハイパーリンクは、その運用に不可欠な要素である。」²⁴⁾として、インターネットの価値とハイパーリンクの機能を結合するアプローチを採用する。そしてその上で、「インターネットはハイパーリンクなしに情報へのアクセスを提供することはできない。ハイパーリンクを伝統的な出版ルールの対象とし、その有用性を制限することは、情報の流れ、延いては表現の自由を著しく制限する効果をもたらすであろう。」²⁵⁾として、別の扱いを認めるのである。すなわち、「ハイパーリンクやその他の方法で、コンテンツの存在や位置について言及することは、それ以上のことをしない限り、当該コンテンツの公表とはならない。ハイパーリンクを行った者が、中傷的なコンテンツを実際に復唱するような形でハイパーリンク先のコンテンツを提示した場合にのみ、そのコンテンツはハイパーリンクを行った者によって『公表』されたとされるべきである。」²⁶⁾との対応である。

McLachlin首席裁判官執筆の意見は、多数意見の実態判断を支持するとしつつ、やや名誉毀損の成立に傾斜した基準を示す。すなわち、「ハイパーリンクは、文脈上、ハイパーリンクを含むテキストがリンク先の特定のコンテンツを選択や支持を意味する場合、公表を構成すると考えるべきである。」²⁷⁾という基準である。

また、Deschamps裁判官は²⁸⁾、ハイパーリンクを出版ルールの範囲から

24) Para. 34.

25) Para. 36.

26) Para. 42.

27) Para. 46 et seq.

除外することは、インターネットが提起する新たな問題に対する不十分な解決策であって、この包括的な除外は、参照とその他の公表行為との違いを誇張しており、脚注からハイパーリンクに至るまで、すべての参照を同様に扱うものであり、もって、参照によって名誉毀損情報が第三者において利用可能となり、その結果、人々の名声を害する可能性が大きく異なるという事実を無視するものである、として、さらに名誉毀損の成立可能性が高い基準を指向する。すなわち、名誉毀損を構成する「公表」には、(1) 誹謗中傷情報を理解可能な形で第三者が入手できるようにする行為と、(2) 当該情報を、それと理解できる形で第三者が受領することの2つが必要であるが、ハイパーリンクの文脈では、第三者を誘導する誹謗中傷情報を誰かが実際に閲覧し理解したという証拠がない限り、単純な参照はそのコンテンツの公表にはあたらないとするのである。ただし、同裁判官は、本件について、(1)の要件は満たすが、記事へのアクセス数等から見て、(2)の要件を満たしたとはいえないとしている。

以上のように、この判決においてはDeschamps裁判官を除き、インターネット上のハイパーリンクについて、インターネットの情報の流通を支える中核技術であるが故に、これを特に保護する必要があるとの立場を採用しているということが出来る。もとより、この判決はあくまで、名誉毀損訴訟におけるハイパーリンクの位置づけを述べているものであるが、そこに見られる言説は、現代社会におけるインターネットの重要性から演繹されているものであるから、他の文脈においても同様に考えることができよう。

3 Geist v. Stephens

以上を踏まえて、法案審議段階における専門家の意見の対立のうち、オタワ大学のGeist教授とカルガリー大学のStephensフェローの発言を検討

28) Para. 54 et seq.

してみたい。Stephensフェローは、名前こそ明示していないものの、明らかに上記IV 3で紹介したGeist教授の批判に対する反論の形で、意見を述べている。

発言の冒頭でStephensフェローは、「私のコメントは、この法案を支持する立場からのものである。この際、この法案に対して提起されている3つの批判に言及したい。第1の批判は、ジャーナリズムの衰退を食い止めるためにC-18法案が提案した措置は、大規模なデジタル・ニュース仲介メディアという間違ったターゲットに狙いを定めているというものである。それらは、自らのプラットフォームにニュース・コンテンツを掲載することで経済的利益を得ているわけではなく、仮にそうだとした場合、一部のメディアにはすでにある程度の経済的支援を行っているという批判である。第2は、「(ニュース・コンテンツを) 利用できるようにする」という定義が、リンク、見出し、スニペットなど、著作権法では通常フェア・ディーリングとみなされるコンテンツを含んでいるため、法案の範囲が広すぎるという批判である。第3の批判は、C-18法案が現在の形で実施された場合、ベルヌ条約やカナダ・米国・メキシコ協定(CUSMA)に基づくカナダの国際貿易義務に違反するというものである。私は、これらの批判はすべて不正確であると考えている。」²⁹⁾と述べる。そしてその上で、第2点について次のように反論しているのである。

「もうひとつの批判は、C-18法案の『利用できるようにする』の定義が広すぎるというものである。コンテンツへのリンク、見出しや抜粋の掲載など、著作権法では通常フェア・ディーリングとみなされる行為も含まれていることへの批判である。また、ハイパーリンクの掲載はニュース提供者に利益をもたらすものであり、なぜプラットフォームが料金を支払わなければならないのか、という議論もある。確かに、プラットフォームが

29) Transcript of Testimony for Peter Menzies on September 27, 2022.

<https://www.ourcommons.ca/DocumentViewer/en/44-1/CHPC/meeting-44/evidence#Int-11818867>

ニュース・コンテンツを利用することでより多くのユーザを惹きつけ、より多くの広告を販売することで利益を得ると同様に、ニュース提供者は参照から何らかの利益を得ている。C-18法案では、それぞれの利益のバランスは当事者間の交渉で解決される。しかし、C-18法案は、デジタル・プラットフォームのフェア・ディーリング権を否定するものではない。換言すれば、著作権法に基づくそれらの権利はC-18法案によって減少したり変更されたりすることはないのである。他方で、コンテンツを利用できるようにすることに関して誠実に交渉しなければ、新法に違反することになる。フェア・ディーリングという（著作権保護の）例外を利用したとしても、オンライン・ニュース法であれ、名誉毀損法であれ、その他の法律であれ、別の法律を無視することが認められるのではない。」

また、第3についても「引用の権利を含むベルヌ条約に関しては、C-18法案には引用の権利から逸脱するものはない。ただし、当然にニュース・コンテンツ・プロバイダーからの引用の使用は、交渉過程で考慮される要因となりうる。」としている。

要するにStephensフェローの議論は、著作権法上は無許諾・無償で行う行為であっても、これに対して別の立法目的から規制を加えることには問題ないと主張するものといえる。リンクの設定は、著作権法上は、引用ですらなく規制されない行為であるという理解が一般であるが、これらへの規制についても同然である。

このようにみると、Geist教授とStephensフェローの議論は、実はかみ合っておらず、すれ違いとなっていることが理解される。すなわち、上で示したようにGeist教授は確かに著作権法やベルヌ条約に言及しているが、リンクについては、むしろ「単なるリンクについて、対価を必要とする価値あるものとして扱うことは、リンクの重要性に関するカナダ最高裁判所の判例に反しており、インターネット上の自由な情報流通という生命線を脅かす」という形で、著作権法というよりも、その背後にある憲法的価値観に基づいて保護しようとしているのであるから、これについて「著作権

法では通常フェア・ディーリングとみなされる行為」について、他の立法目的から規制してもフェア・ディーリング権自体を否定するものではないといっても、実は十分な反論とはいえないのである。

結局のところ、この問題については、インターネットがネットワークのネットワークであって、適切なハイパーリンクが設定されない限り、誰も必要な情報に到達できないのであるから、リンク行為については可能な限りの自由を維持するべきという考え方と、他人が生成するコンテンツにリンクを設定することで、経済的利得を得、かつ、当該他人の経済的利益を害することは許されるべきではないという考え方の原理的対立をどのように調整するかという法政策的観点から議論するしかないのであって、既存の著作権法の下で無許諾・無償で利用できるコンテンツについて、有償化することはおかしいという議論の仕方には限界がある。他方で、前者の考え方は、そもそもインターネット上の情報の在り方自体を起点とする議論であるから、これを別の考え方で置き換えるためには、極めて高い説得力を有する立論が必要となるところ、Stephensフェローの反論は十分な説得力があるとはいづらいものである。

4 解決は可能か

以上のように、C-18法案審議における議論は、実は専門家の間の論争でも、すれ違いが生じていた。では、この問題はどのように解決されるべきであろうか。

最初に考えるべきは、立法事実として何を基礎とすべきかという点である。上記IV 3で第1の問題として整理した前提事実をめぐる論争は、この点についての議論の混乱を示している。すなわち、インターネットの隆盛 → ニュース提供者の紙媒体からインターネットへの移行 → プラットフォームによるニュース・コンテンツの利用 → プラットフォームへの広告出稿集中 → ニュース提供者サイトの衰退 → ニュース提供者そのものの衰退 → プラットフォームからニュース提供者への補償の正当化、とい

うシナリオを巡って、それが「真実か否か」という議論が行われている。たとえば、上に紹介したJen Gerson氏が、法案の前提となる現状認識自体を争っているのは、その典型である。この議論は、一見すると、倒産した中小メディアの数、プラットフォームが得た広告収入、メディアが失った広告収入等の数字を示すことで事実に基づく判断ができるようにも思われるが、実は、それを「シナリオ」として整理することには恣意性が伴う。たとえば、プラットフォームへの広告出稿集中 → ニュース提供者サイトの衰退という部分を取り出してみても、そのような因果関係が存在しているのか、それとも両者は独立した事象であるのか、あるいは、実はニュース提供者サイトの衰退という事実すら存在していない（換言すればプラットフォームからの誘導がなければニュース提供者サイトはさらに衰退している）のかは、「客観的に」確定することが極めて困難なことなのである。

よって、この点に関する議論については、メタレベルの議論で合意を形成することが必要であることになろう。たとえば、上のシナリオの成否とは切り離して、ニュース提供者に対する資金援助が必要であるという点にのみ着目し、民主制の観点からすると監視対象である政府資金を中心に制度構築をすることには限界があることから、プラットフォームに対して、その一部分の拠出を求めるといった仕組みでの合意形成である。もちろん、こうした視点からは、やはり上のシナリオの成否とは無関係に、プラットフォーム以外の多様なアクターからの資金供給、たとえば公共放送との連動等を検討することも有意義であろう。

この際、どのプラットフォームに対して、資金供給者として協力を求めるかを判断する必要があることから、その判断基準として、ニュース提供者のコンテンツにリンクを設定しているかどうかを用いることも可能であろうが、それは本質的なものではない。むしろ、カナダ最高裁も指摘するインターネットにおけるハイパーリンクの本質的価値を考慮すれば、可能限り、リンクの有無それ自体を判断基準としないことが望ましいであろう。Geist教授が指摘するように、プラットフォームにおいて、ニュース・コ

コンテンツ自体を複製して利用する場合と、ハイパーリンクを設定することの間には、大きな違いがあるというのは、そのとおりである。しかし、ブラウザの設定や使用によっては、ハイパーリンク先のコンテンツを自動的にクライアント側の画面に表示するということが可能であり、現に行われている。このような場合、複製行為とリンク行為と差違は、質的なものというよりも量的なものであるといえるから、このようなリンク行為は複製と同視して、上記の資金供給とは別に「課金」することが検討されるべきであろう。

VI おわりに

本稿は、法施行前の段階で執筆されたものであり、法運用の実体部分を左右する行政規則や、法運用そのものについて、言及することができない。別稿において論じることとしたい³⁰⁾。

（本学法科大学院教授）

30) 本稿の再校日（2024年1月18日）までに、次の2つの大きな変化があった。

第1に、2023年11月29日にカナダ遺産大臣は、Googleとカナダでのニュース・リンクを継続することで合意したことを発表した。合意には、カナダのニュース事業者に対して、Googleが年1億ドルを拠出することが含まれている。

<https://www.canada.ca/en/canadian-heritage/news/2023/11/statement-by-minister-st-onge-on-next-steps-for-the-online-news-act.html>

第2に、2023年12月15日、オンライン・ニュース法施行に必要な行政規則である「オンライン・ニュース法適用及び適用除外規則」（Online News Act Application and Exemption Regulations: SOR/2023-276, December 15, 2023. Canada Gazette, Part II, Volume 158, Number 1）が公布され、19日に法と共に施行された。所管はカナダ遺産省（Canadian Heritage）である。

<https://www.canada.ca/en/canadian-heritage/news/2023/12/minister-st-onge-releases-final-regulations-for-the-online-news-act.html>